有害野生獣からの被害防止へ

電気柵設置の資材購入 費への補助金交付を 開始します

近年、もともと日本にいなかった 「外来動物」(アライグマなど)の存在 が農業生産の脅威となっています。 そのため、町では4月から、有害野 生獣(イノシシ、アライグマ、ハクビ シン等) からの被害防止に有効な電気 柵設置費用の一部補助を開始します。 ■対象 ①農業をしている方(農家台

- 帳登載者) 3 戸以上で電気柵を共同設 置、②電気柵の資材(耐用年数5年以 上で設置延長100m超)を新規に購入、 ③町内の農地等に設置、のすべてを 満たす場合 ※認定農業者、特別栽 培農産物生産農家、県が認証するエ コファーマーは、個人農家でも補助 対象
- ■補助金額 購入費の3分の1以内 (上限5万円。千円未満切捨て)
- ■申請期間 4月1日から ※予算 の範囲内で締め切りますので、早め に申請してください。
- ■申請方法 役場産業振興課に備え 付けてある「有害獣電気柵設置事業 補助金交付申請書兼事業計画書」に必 要事項を記入・押印の上、次の書類 を添付して提出してください。
- ①購入予定資材の写真(カタログ等で も可)
- ②購入予定資材の内訳書の写し
- ③購入予定資材の見積書等の写し
- ④申請者の納税証明書(複数の農業者 で構成する団体の場合は、構成全 員のもの)
- ⑤構成員名簿 (農業者の組織団体の場 合のみ)
- ⑥認定証書の写し(認定農業者、特別 栽培生産農家、エコファーマーの 場合のみ)
- ■注意事項 書類に不備がある場合、 受け付けできない場合があります。 また、既に購入された方は対象外 です。
- ■問合せ 役場産業振興課 農業政策 担当 296-5895

IJ

変認わ定 基準が ます

する 害者手帳 **(**)

身体障が 関 節 等 を 入

力

れや

ご注意くださ

対象者		3月末まで	4月.	以降
ペースメー た方(心臓機	カ等を入れ 能障害)	に認定	1、3、4 かに認定。 再認定を実が	3年以内に
人工関節等 を入れた方 (肢体不自 由)	股関節・膝 関節	一律4級 ▶ に認定	4、5、7 のいずれかり	級、非該当 こ認定
	足関節		5、6、7 のいずれかり	級、非該当 こ認定

合わせ、 合わせください。 さい。詳細は下記までお問いまたは町役場に申請してくだまたは町役場に申請してくだま までお問い 中金事務所

対象期間が拡大な国民年金保険料の 象期間 が拡 され の 免除申請 ます

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。 平成26年4月からは、申請 呼点の2年1か月前の月分まで申請ができるようになりま

■注意事項 ◇2年1か月前 まで免除申請することができ ますが、申請が遅れると万が 一の際に年金を受け取れない 一の際に年金を受け取れない ので、免除が承認されない場 合があります。 2 4 ■問合せ

民課 2 保険年金担当**=29** -2657または役場 - 川越年金事務所**=**

合

 $\widehat{\mathbb{H}}$ $\frac{\overline{2}}{9}$

記が高齢の対し 対象者から段階的に実施しることのないよう、たい方の生活に大きな影響 施左響

■対象者 平成6年4月2日 ■対象者 平成6年4月2日 ■対象者 平成6年4月2日 「一定の方はその月」の診療から、窓口負担上限額が定められて 日以降の方」 型度内容 70歳の誕生日を迎える 方(誕生日が昭和19年4月2日 日以降の方) の負担上限額が定められて いますが、70歳から2割負担 となる方は、69歳までと比べ ここである方は、69歳までと比べ で上限額が下がります。) となる方は、69歳までと比べ で上限額が下がります。) ■ れ ※ : 問 ま 一 れまでどおり3割負切べ一定の所得がある方 です

より公平な制度に

2 5 3

0

消費税率が

8

4月から変わる制度

ことなり

定医療機関(医科・歯科)も対療機関が、比企管内・入間郡療機関が、比企管内・入間郡療機関および坂戸市・鶴ヶ島療機関および坂戸市・鶴ヶ島療機関および坂戸市・鶴ヶ島の協定医療機関が、比企管内・入間郡で、坂戸市・鶴ヶ島市内の協定保険薬局に加えて、坂戸市・鶴ヶ島市内の協定保険薬局に加えて、坂戸市・鶴ヶ島市内の協定保険薬局に加えて、坂戸市・鶴ヶ島市内の協定保険薬局に関する。

いない医療機関等での受診、場合や、町と協定を締結して○受給者証を提示しなかった■受診にあたっての注意事項

所に医療費請求書を提出してたる場合は、従来どおり窓口で支払いをしていただき、後で支払いをしていただき、後で支払いをしていただき、後のよる場合は、従来どおり窓口で、月額2万100円を超

■助成回数 後に助成) ■助成額 2

■対象医療機関 比企管内、 入間郡(毛呂山町・越生町)お よび坂戸市・鶴ヶ島市内の協 よび坂戸市・鶴ヶ島市内の協 定医療機関(医科・歯科・保 険薬局) ※埼玉医科大学病院は含まれ ません。 ません。

(ただし、食費請求書の!

食事

療養費

部

負

6.3%

(旧4%)

1.7%

(旧1%)

(旧5%)

問合せ 役場健康福祉課金は請求が必要です。)

2 9

 $\begin{array}{c} 1 \\ 2 \\ 4 \end{array}$

消費税率

地方消費

税率

合 計

◇経過措置の取扱い

など、詳細は国税庁

のホームページ (http:

//www.nta.go.jp/)を。

所に医療費請求書を提出して ○重度心身障害者医療費受給 者のうち、後期高齢者医療制 度加入者で委任状を提出した 度加入者で委任状を提出した の保険診療分について、医療 の保険診療分について、医療

社会保障のなための財源確保 を図るため、A

引き上げられます。び地方消費税率が確保と財政健全化の充実・安定化の

促示してください 体険被保険者証が

を医

機

70 ~ 74 歳 の 被 保 険 者 の 窓口 負担が 2割に変わります 70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで 1割負担とされていました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例 措置が見直されます。 なお、見直しに当たっては、

■助成期間 平成26年4月1 日~平成27年3月31日 日~平成27年3月31日 日~平成27年3月31日 日~平成27年3月31日 日~平成27年3月31日 日~平成27年3月31日 日~平成27年3月31日 日~平成27年3月31日 ス が ク検 始 ま 査 V 費用 ま す \mathcal{O}

りを ご案内します

医

療機

関

(医科

歯科)

部

助

成

が

h

IJ

戸市

•

鶴

ケ

島

市内

 \mathcal{O}

でも

こども医療費

重度心身障

害者医療

(7)

窓

払

なります

窓口払

不要の医療機関が拡大

ロリ菌感染を調べ

て胃が

ん予防を

10

■助成方法 検査費用の全額 持参の上、町保健センター に申請してください。①鳩 に申請してください。①鳩 の上、町保健センター でをお支払い後、次のものを でをお支払い後、次のものを でをお支払い後、次のものを できるもの ④印鑑(認め印可) るもの ④印鑑(認め印可)

▼尿素呼気試験(一例)

11